平成２３年（フ）第１号
広島県福山市千田町３丁目18番17―８号、旧住所岡山県浅口市寄島町10614番地
債務者　荒川　　悟
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２号
広島県福山市千田町３丁目18番17―８号、旧住所岡山県浅口市寄島町10614番地
債務者　荒川　奈美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４５８号
山口県下関市長府侍町１丁目５番39号
債務者　原　　章一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
山口県下関市新垢田東町１丁目１番10号　グランドールⅡ―101号
債務者　西村翔太郎
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
山口県下関市新垢田東町１丁目１番10号　グランドールⅡ―101号
債務者　西村　飛鳥
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
山口県下関市王喜本町６―６―15、住民票上の住所山口県下関市伊倉本町17番28号
債務者　大日向　賢
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
愛媛県松山市北梅本町672番地　大野団地２棟28号
債務者　白方　雪枝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
高知市曙町１丁目38番１号　フェリス401、住民票上の住所高知県吾川郡いの町駅東町133番地１
債務者　大野　康雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０９号
高知県南国市立田551番地の１
債務者　本多　正純
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１０号
高知市新本町１丁目13番29号　オリーブ新本町201号
債務者　飯田美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１２号
高知市高須東町11番２号
債務者　津野　武史
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１５号
高知市五台山2625番地
債務者　有澤　竜二
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１８号
高知県香南市吉川町吉原549番地１　市営住宅231号
債務者　沖本沙弥香
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２１号
高知市一宮西町３丁目10番２号
債務者　松髙　和子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３号
高知県須崎市浦ノ内下中山160番地
債務者　八木　千佐（旧姓山本・青木・依光）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１４号
高知県室戸市羽根町乙3182番地７
債務者　堀川　清利
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係